

各報道機関 様

KJ00717547
2026年9月28日

発信課	健康保健部保健予防課保健予防係
担当者	浅田、鈴木
連絡先	電 話 直通 2 5 - 6 2 3 7
	F A X 2 6 - 7 7 3 3
	E-mail hokenyobo@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 ☒ 募集 ☐ 契約・入札 ☐ 会議・説明会 ☐ その他 ☐
日 程	令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日
発表項目 (行事名)	令和8年度高齢者等の定期予防接種（インフルエンザ及び新型コロナワクチン）のお知らせ
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	令和8年度高齢者等の定期予防接種（インフルエンザワクチンと新型コロナワクチン）の実施について 対象者：旭川市内に住民票がある65歳以上の方、又は60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障害等級1級相当の障害がある方 期 間：インフルエンザワクチン 令和8年10月1日（木）～令和9年1月31日（日） 新型コロナワクチン 令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水） 料 金：インフルエンザワクチン 1,540円 新型コロナワクチン 6,900円 ※生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯の世帯員の方は免除となります 注意事項：接種券は発行されませんので、直接医療機関で接種を受けてください。
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

令和8年度 高齢者等の定期予防接種のお知らせ

(インフルエンザワクチン・新型コロナワクチン)

10月1日から65歳以上の方などを対象にインフルエンザと新型コロナ感染症の予防接種費用の一部を助成します。希望される方は、流行に備え早めの接種をご検討ください。

1 対象者

接種当日、旭川市に住民票があり、(1)、(2)のいずれかに該当する方

(1) 接種当日に65歳以上の方

(2) 接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかに障害等級1級相当の障害がある方

2 実施期間

・インフルエンザワクチン 令和8年10月1日(木)～令和9年1月31日(日)

・新型コロナワクチン 令和8年10月1日(木)～令和9年3月31日(水)

※医療機関によっては、早めに終了する場合があります。

3 接種料金(自己負担金)

・インフルエンザワクチン 1,540円

・新型コロナワクチン 6,900円

※生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯の世帯員の方は免除(無料)



4 実施場所

旭川市実施医療機関(あさひばし10月号・ホームページをご覧ください。)

・実施日時や予約の要・不要などについて、事前に各医療機関にお問い合わせください。

5 接種回数

実施期間中**1回のみ**※2回目以降は定期予防接種の対象外となり、費用は全額自己負担となります。

6 持ち物

・65歳以上の方

マイナンバーカードや医療資格確認書等の本人及び住民登録上の住所・年齢を確認できるもの

・60歳以上65歳未満で対象の方

上記に加え、身体障害者手帳

※自己負担金が免除になる方は、裏面の「8 自己負担金が免除になる方の証明について」を提示してください。

※接種後の払戻しはできませんので、必ず接種の際に提示してください。

7 副反応について

次のような症状があらわれることがあります。

- 注射の後の腫れや痛み
- 発熱, 寒気, 頭痛, だるさ
- まれに、けいれん, 運動障害や意識障害

※接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けてください。なお、本予防接種によって重篤な副反応が発生し、因果関係があると厚生労働大臣が認めた場合には、医療費及び医療手当等、予防接種法による一定の給付を受けられる場合があります。

8 自己負担金が免除になる方の証明について

免除対象者	証明に必要なもの
「1対象者」のうち 生活保護受給世帯の世帯員	保護手帳 （有効期間内のもの）
「1対象者」のうち 市民税非課税世帯の世帯員 ※世帯全員が非課税でなければ対象となりません。	① 令和8年度介護保険料の納入通知書 ※再発行不可 「保険料段階の算定根拠」の「世帯課税区分欄」が「非課税」と記載のもの。 ※令和8年度から様式が変更され、名称も変更されました。 名称：令和8年度 納入通知書（保険料額決定通知書） （65歳以上の方に介護保険課から7月に郵送しています。） 【注意】今年度の通知書では、市民税が非課税であっても世帯課税区分欄が「課税」と表示される場合があります。世帯全員が非課税の場合は、「非課税世帯確認証」の発行を受けてください。発行方法は下部をご覧ください。 ② 後期高齢者医療資格確認書（有効期限内のもの） ※ <u>任意記載事項「区Ⅰ」または「区Ⅱ」</u>と記載されているもの ※ 後期高齢者医療制度に加入している、マイナ保険証をお持ちの非課税世帯の方は、医療機関のオンライン資格確認システムで確認できれば自己負担額が免除となります。なお、カードリーダーのない医療機関では確認できません。

市民税非課税世帯の世帯員の方で上記の①または②をお持ちでない場合「**非課税世帯確認証**」を発行します。

発行場所	保健所保健予防課（総合庁舎4階）又は 各支所・東部まちづくりセンター窓口 ※ 郵送及び電話での申請・発行はできません。
持ち物	1 手続きに来られる方の本人確認書類（マイナンバーカードや医療資格確認書等） 2 同じ世帯の方の印鑑（スタンプ印は不可） ※ 委任状（手続きに来られる方が住民票上別世帯の場合） ※ 今年1月以降に転入してきた方は「前住所地の課税証明書」

※接種後の払戻しはできませんので、必ず接種の際に提示してください。



【問合せ先】旭川市健幸保健部保健所 保健予防課 保健予防係
旭川市7条通9丁目 総合庁舎4階 ☎ 25-6237

